

令和2年度（2020年度）第2回教育委員会（5月定例会）議事録

- 1 日時 令和2年（2020年）5月12日（火）
午前9時30分から正午まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 古閑 陽一
委員 木之内 均
委員 吉井 惠璃子
委員 櫻井 一郎
委員 吉田 道雄
委員 田浦 かおり
- 4 議事等
 - (1) 議案
 - 議案第1号 熊本県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第2号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について
 - 議案第3号 熊本県文化財保護審議会委員の任命について
 - 議案第4号 熊本県立美術館協議会委員の任命及び解職について
 - 議案第5号 熊本県障害児審査委員会委員の任命及び解職について
 - 議案第6号 熊本県スポーツ推進審議会委員の任命及び解職について
 - 議案第7号 熊本県立図書館協議会委員の任命及び解職について
 - (2) 報告
 - 報告（1） 新型コロナウイルス感染症に対する県教育委員会の対応について
 - 報告（2） 熊本県いじめ調査委員会の調査結果等について
 - 報告（3） 平成31年度（2019年度）ネットいじめ等早期対応推進事業の実績報告について
 - 報告（4） 球磨支援学校移転整備基本構想について
 - 報告（5） 令和3年度熊本県公立学校教員採用選考考査について
- 5 会議の概要
 - (1) 開会（9:30）
教育長が開会を宣言した。
 - (2) 議事録署名委員の選出
教育長が吉田委員を指名し、了承された。
 - (3) 会議の公開・非公開の決定
教育長の発議により、議案第3号から議案第7号は人事案件のため非公開とした。
 - (4) 議事日程の決定
教育長の発議により議案第1号、議案第2号、報告（1）から報告（5）を公開で審議し、非公開で議案第3号から議案第7号を審議した。
 - (5) 議事

○議案第1号 「熊本県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

高校教育課長

高校教育課です。議案第1号「熊本県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定」について御説明します。資料1ページを御覧ください。提案理由は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備するためです。

2ページをお願いします。「規則案の概要」により改正内容を御説明します。

「3 内容」の欄を御覧ください。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い熊本県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を次のように改正するものです。同規則の第1条、第3条、第11条中の地方教育行政の組織及び運営に関する法律「第47条の6」を「第47条の5」に改めるものです。

3ページは同規則の新旧対照表になっています。また、4ページは今回制定します一部を改正する規則（案）です。施行日は、公布の日からです。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

よろしいですか。

教育長

ではこの件については、提案通り承認及び可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

○議案第2号 「教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について」

教育政策課長

教育政策課です。議案第2号について説明します。資料1ページをお願いします。提案理由ですが、4月臨時県議会に提案しました、教育に関する議案について、知事から教育委員会に意見照会がありました。しかし、教育委員会に付議する暇がなく、次の2ページにありますとおり、教育長が臨時に代理をして、原案のとおりで差し支えない旨の回答を行ったことから、本日の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。該当の議案については、3ページの知事からの依頼文の2項目となります。第4号、第5号いずれも専決処分の報告及び承認についてですが、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策として、県立学校給食休止への緊急的な対応のため、知事が専決して補正予算を計上し、その後県議会に報告し、承認を求めたものです。

資料4ページから12ページまでが議案となっていますが、内容については13ページで説明します。当該事業の内容については4月の教育委員会において報告しました。まず、上段の学校給食費返還等事業については、県立学校の臨時休業による給食休止の影響を最小化するため、保護者に対して学校給食費の全額を返還するとともに、食材納入業者が食材を買い取った経費等を県が全額負担するものです。また、下段の衛生管理改善事業は、学校給食再開に向けた感染防止対

策として、衛生管理の徹底・改善に必要な設備の導入や消耗品の購入を行う給食調理業者に助成を行うものです。

事務局からの説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

吉田委員

給食は体育保健課が所管されているのですね。

教育政策課長

はい。

教育長

他によろしいですか。

教育長

では、この件について提案通り承認及び可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

○報告（１） 「新型コロナウイルス感染症に対する県教育委員会の対応について」

教育政策課長

教育政策課です。報告（１）新型コロナウイルス感染症に対する県の教育委員会の対応について、アンダーラインで示しています前回４月１３日の委員会以降の対応を御報告します。

まず、１ページ（１）臨時休業・教育活動の再開等の実施状況です。（１）の③のとおり、当初全ての県立学校について４月１４日から５月６日まで臨時休業としていました。しかし、熊本市を中心とした感染拡大に加えて、熊本県及び熊本市の専門家会議の地域区分が感染拡大傾向期に移行するなど、本県の取り巻く状況は予断を許さず、引き続き感染拡大が大変危惧される状況にあると判断し、４月２７日に県立学校の臨時休業を５月３１日まで延長しました。なお、一番下の※に記載していますが、教育活動の再開に向けた取組みについては、知事からの指示により、現在、具体的な内容を検討しています。その内容については、本日午後３時半からの知事記者会見において公表する予定となっています。

次に２ページをお願いします。熊本市を除く市町村立学校については、２ページ（２）の③にありますとおり、市町村教育長に対し、県立学校の取組み等を踏まえ適切に対応するよう通知を行い、全ての市町村立学校について５月３１日まで臨時休業となっています。

また、（３）その他についてですが、第３２回熊本県高等学校総合文化祭や他の２大会については、感染拡大による参加者・大会関係者の健康と安全を考慮して中止としています。

続きまして、中段の２、学校・家庭への対応です。４月１４日からの臨時休業に伴い、（１）子どもの多様な受け入れ先の確保として、市町村教育委員会に対し、保護者が医療従事者である等、やむを得ない理由により家庭での対応が困難な場合について、改めて市町村の市長部局と連携した対応を依頼しています。

次の３ページをお願いします。（２）臨時休業中の生徒指導・学習・生活面のサポートについても、４月１４日からの臨時休業に合わせ、①にありますように

児童生徒や保護者の不安等に対応するため、教育総合相談窓口を設置し、②以降の各項目についても下線部の日付にて改めて通知や情報提供を行っています。また、④家庭学習等に役立つ各種情報の提供として、熊本県のスーパーティーチャー及び県立教育センターの指導主事による学習支援動画の配信等を実施しています。

続いて5ページをお願いします。⑥の感染が判明した場合の初動対応等については、児童生徒や教職員等に感染が判明した場合等に迅速かつ適切な対応ができるよう連絡ルート等を明確にしたものです。次に、⑦臨時休業期間中における学習指導の充実についてはこれまでの取組みに加え、更なる充実を図るため、県立学校については学習支援に関する基本方針を策定し、授業計画・時間割のモデルや実践例等と併せて各学校に通知しています。また、市町村立学校についても臨時休業期間中における学習指導の具体例及び留意事項等について市町村教育委員会への通知、学校と保護者向けにホームページへの公開、県PTA連合会への説明を行いました。

続いて6ページをお願いします。3の県立施設の対応ですが、施設の使用停止要請の段階的な解除によって、県立の文教施設・社会教育施設は改修工事中の美術館分館以外は感染拡大防止策を講じた上で再開し、県立体育施設・学校体育施設も一部については再開しています。

説明については、以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらよろしくをお願いします。

吉田委員

3ページの家庭向け相談窓口で特に注意すべき内容と対応の概要、それに対応されている方の人数を教えてください。

教育政策課長

代表的な問合せは、子どもの受け入れについての相談、学校の再開・休校に関するものです。相談の対応については、それぞれの所管課で項目に分かれて対応しています。基本的には内容ごとに、庁内であれば、義務教育課・高校教育課・特別支援教育課、私学に関しては総務部の私学振興課等でそれぞれ分担して相談対応を行っています。

吉田委員

例えば私が保護者として特定の電話番号にかけた際に、その内容によってどのように振り分けられるのですか。

教育政策課長

基本的には、それぞれの窓口を明確にした上で学校に通知しています。保護者にも周知していますので、事柄ごとに直接の所管課へ問合せがあっていると思っています。内容によって違う所に問合せがあれば、所管課へきちんとつなげる対応をしています。

吉田委員

同じ質問でも対応する部署によって回答が違うといった問題が起きることがありますが、その点は共有化されているのでしょうか。

教育政策課長

基本的には、問合せの多い事柄については、関係課で対応の方針を共有化し、例えばQ&Aの形で整理した上で、なるべく同じような問合せに対しては統一的な考え方で対応しています。

吉田委員

そうした質問に対する回答についての情報が学校の先生方に伝えられていますか。

教育政策課長

全体的な情報提供として、学校だけではなく、県のホームページ等で基本的な問合せの多い事柄については、県の教育委員会としての共通な考え方を整理した上で掲載しています。もちろん、教育委員会事務局からも各学校を通して周知しています。

木之内委員

3ページの④に、スーパーティーチャーと教育センターでいろいろと学習支援の動画を作られています。例えば各学校での利用状況や、生徒に浸透しているか等の状況はどうでしょうか。

教育政策課長

例えば、県立学校では県の高校教育課で新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間中の取組みで、臨時休業期間が長期化することを見据えた学習支援に関する基本方針を定めています。その中で解説等の動画やオンライン等の授業では、動画の活用について各県立学校に周知しています。環境が整っている、整っていないという問題もありますが、家庭でDVDを使って視聴させる等の工夫をそれぞれの学校で行いながら、現在対応しています。

県立学校教育局長

少し補足します。教育センターのスーパーティーチャーの動画をいくつか観ましたが、非常に分かりやすかったです。閲覧数も私が2週間程前にチェックしたときで、多いものは1万回程ありました。広く公開していますので、県立高校の生徒に限らず、私立高校の生徒でも見られるようになっています。

また、学校によって、進路や使用している教科書が違います。例えば、ある学校では休校中に課題を出して、その課題の解き方が分からない場合は、その課題プリントの横にQRコードを付けて、そこをかざすと先生の解説が観られるような工夫をしています。県で作成したものと合わせて各学校で作成した動画等を組合せながら、いろいろと工夫しています。各学校でどのような時間割でどのような学習をさせるかというのは高校教育課が現在、学校から聞き取り中です。その状況について把握した上で、他の学校の良い取組みについては共有化するようにまとめる予定です。

それぞれ限られた環境の中ではありますが、工夫しながら行っています。それを教育委員会として支えていきたいと思っています。以上です。

木之内委員

各学校の取組みを把握しているということですので、確かに学校や地域による格差ができるだけ出ないように調整や周知を行っていただきたいです。

よろしくお願いします。

教育長

他に御意見よろしいですか。

田浦委員

オンラインでの授業というのは今までに無いことで、先生方はとても努力していると思います。学習塾等はオンライン授業等では先行していると思うのですが、学習塾と連携することは考えていませんか。

県立学校教育局長

学習塾もそれぞれあり、生徒によっては並行して行っている人もいます。しかし、それぞれの学校で、休校中にやらなくてはならないことを学年・学科別に作っていますので、それに沿った学習になるとなかなか手が届かないと思っています。

本当に各学校の先生は苦勞していて、私の知っている先生が連休中も家で一生懸命に動画を作っていたと話を聞きました。それぞれの学校の先生の力が一番だと思っていますので、それを教育委員会としては支えていき、まずはこの期間進めていきたいと思っています。

櫻井委員

この臨時休業が長期化した場合の単位不足については、何か長期的な方針は決まっていますか。

また、学校の役割としては、知育・体育・徳育だと思います。知育は、インターネットを使う等で可能と思いますが、体育と徳育については何も記載はないですが、どうでしょうか。

県立学校教育局長

まず単位の件ですが、国の学習指導要領の基本的な考え方では、例えば高等学校の1単位は50分の授業×年間35週という基本線があります。これについては今回この長期化を見据えて国から柔軟に対応して構わないという通知が出ています。もう1つは、休校期間中の家庭学習は、その授業時数にカウントしないという国の考え方がありますが、計画的な学習として、各学校で生徒達に課題を出し、動画を使いながら学習させて学んだ内容の定着度を把握し、一定程度の定着があれば、その部分は学校が再開した後、改めてやらなくていいと文部科学省が示しています。ただ、定着の度合いによっては学習し直すということで、今後、単位数が35週をどれくらい下回って良いかというガイドラインはまだ文部科学省も出せていない状況です。休校期間がどれくらいになるかによって変わりますし、特に東京都近辺は休校期間が長くなる可能性もあるかもしれません。今後の状況を見据えながら国の方針が示されたところで必要な時間数を確保するためには、夏休みや冬休みの短縮等も含めて考えなくてはならないと国とやり取りをしながら確認しています。いずれにしても家庭学習期間中に学びを進めなくてはならない部分はあるので、計画的な学習をさせています。

体育・徳育については、特に集団生活の中で学ぶ部分が大いなので限界があるのが正直なところだと思います。ただ、県教育委員会の場合は登校日等を各学校の判断で認めており、昨日ある校長先生と話したところ、今週少しずつ登校させて担任が面談をし、学習以外のサポートやオンラインを使った運動について先生方が指導しているところもあるということでした。それを見ながら子ども達が自宅でできる運動をする等、制限がある中で最大限にできることをこれからも行っていきます。それについても他の学校で行っている好事例等は他の学校に提供したいと思っています。

吉田委員

先生方もテレワークをされていて、「働き方改革」は少し脇に置かざるを得ない状況もあるかと思っています。先程、日曜日に動画を作られたという話がありましたが、先生方にとって負担がかかりすぎではいけません。個人的に知っている先生方はこれまで以上に時間を割いて、あれやこれやと思い悩みながら仕事をされています。そうした点での対応もきちんとしていただきたいと思っています。

教育長

他は、御意見よろしいですか。

教育長

ありがとうございました。

○報告（２） 「熊本県いじめ調査委員会の調査結果等について」

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。資料は熊本県いじめ調査委員会調査報告書の概要及び報告資料に沿って説明します。

まず、令和２年４月３０日に知事の附属機関である熊本県いじめ調査委員会から調査報告書が知事に答申されました。その報告書の概要について説明します。

資料２１ページの中程です。本調査は平成３０年５月１７日に発生した事案についての調査です。当初県教育委員会では、県教育委員会の詳細調査を、熊本県いじめ防止対策審議会で行っています。平成３０年６月２１日から翌年３月２６日まで調査を行い、審議会において５月１７日の本生徒の登校後から、２限目終了後、早退までの間の５件をいじめと認定し、自死に影響を与えたと判断する調査報告書を教育長および御遺族に答申を行っています。それを受けて令和元年５月１４日、御遺族から同報告書の内容の一部に納得がいかない部分があるという事で、今回知事に再調査を求められ、その結果が報告されました。少し補足しますと、御遺族側から知事に再調査を申し出されました大きなポイントは３点です。

１点目が事案発生当日２限目の先生の対応について、２点目が早退をする際の担任の対応について、３点目が再発防止について、さらに具体的な対策を再調査委員会が調査をされました。この３点についての県いじめ調査委員会の調査の見解は、２２ページ（１）２限目の担当教員の対応に記述されています。本委員会でも、再度担当教員への聞き取り、またはアンケート等をされたようで、総合的に勘案した結果、同教員の証言が正確な事実であるという確信を持つまでに至らなかったという見解でした。

そして、２点目の早退時の担任の対応については、本生徒が早退はほとんど無かったこと、また涙目になっていたこと、こういった通り一遍の受け止めではなく、普段とは異なった本生徒の態度をもう一步深く掘り下げ、この時点で暴言等の事実にかかる状況、情報を知らないとしても、生徒のいつもとは異なった姿について、親族等に伝達することはできたのではないかという見解がありました。

そして、２５ページ以降が県教育委員会（学校を含む）の再発防止等に向けた取組みについての提言です。重大事態が発生した場合の対応、それから再発防止に向けて７点の提言を明記しています。

まず、２５ページのⅡ 重大事態が発生した場合の対応についてです。１ 学校への提言と２ 県教育委員会への提言とに分かれています。まず学校への提言について御説明します。

（１）はマニュアルの再点検を行い、より実践的なものになっているかの周知徹底、そして学校の管理職にあつての適宜適切なマネジメントについて指摘があります。それについての教育委員会の対応も資料に明記しています。現在学校は臨時休業中ですので、各学校において再度学校の危機管理対応マニュアルの点検を指示しています。５月末までに点検結果の報告を本課で点検をし、６月には再度点検結果を学校に指導する予定です。

そして（２）遺族への丁寧な対応等についてです。自死の公表についての遺族

への丁寧な説明、学校と保護者の協力関係等維持するよう、提言では指摘されています。この内容については、外部専門家である県いじめ防止対策審議会委員の方の御意見等も今後伺い、県教育委員会で既に策定しています重大事態に備えた対応マニュアルを再度点検かつ大きく改訂し、6月上旬までに各学校へ周知を図りたいと考えています。

2 県教育委員会への提言として（１）、（２）、（３）と3点提言がされています。

（１）は先ほどの学校と重複しますが、より実践的な重大事態のマニュアルとなるよう再度見直すべきだという御意見、そして管理職のマネジメントスキル、学校安全に係る本課の専門性等の問題の御指摘がありました。既に校長会等でのリスクマネジメント研修、リスクマネジメントの対応方針等の策定を昨年度中にしています。また研修等も引き続き内容の充実を進めています。新たな取り組みとして、平成27年に作っている、県の重大事態発生に備えた対応マニュアルを今一度しっかりと点検・改訂を進めていく予定です。

（２）、（３）をまとめますと、第三者の立場から遺族に寄り添う制度、そして緊急支援チームの課題や役割等の御指摘がありました。これについても現在、県いじめ防止対策審議会を開会中ですので、委員の御意見、また緊急支援員の御意見等も踏まえながら、具体的にどのような仕組みが構築できるのか、6月末を目途に検討していきます。

次に再発防止策について、提言では7項目示されています。この7項目については既に学校へ周知して、各学校における研修状況または改善状況について報告を求めています。県教育委員会としては、この7項目を、現在改訂を進めているマニュアル、また県いじめ防止基本方針にもしっかりと反映させながら取り組みを進めていきます。なお、県いじめ防止基本方針の改定作業は8月末までには完了し、学校に周知する予定です。

7項目の詳細ですが、まず、1 教員に関する研修体制です。既に県立教育センター等含め、各所で系統的かつ演習等を入れた研修を取り組んでいますので、引き続きその充実を図る予定です。

次に、2 「人権尊重」に立った生徒の言語環境に対する指導です。既に平成30年度の県教育委員会の報告書でも指摘されていますので、学校訪問等の指導事項に位置付け、ストレス対処教育の研究指定校を「SOSの出し方に関する教育」に係る研究指定校と改めるなど、各学校の研究の内容についても指示しています。引き続き更なる充実を図っていきます。

次に、3 教育相談体制です。新規に取り組む内容としては、日常の生徒達の小さな悩みを気軽に相談できる教職員の数を増やし育成していきます。そのために、生徒指導主事や教育相談担当の中核となる先生方の研修を新たに企画し、既存の研修の中でそこを重点的に取り組むことを8月末までに取り組んでいきます。

次に、4 外部専門職の活用です。既にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等は積極的に活用を進めていますが、新たに提言にあるスクールロイヤーについて、現在導入に向けて検討を進めています。

次に、5 思春期の生徒に対する配慮です。各教科、教育活動全体で既に取り組みを進めていますが、外部の専門家の御意見等を踏まえながら、更なる指導内容の工夫改善を図っていきます。

次に、6 「『いじめの加害者』と疑われる生徒」に対する指導と援助です。現在スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等のケース会議をもとに、学校

は事案が発生した場合、生徒指導のプログラム等は検討しています。さらにもう一步踏み込んで専門家の御意見等も踏まえた上で、公立校長会等とも連携し、このいじめの加害と疑われる児童生徒に対する指導の手引きのようなものを作成したいと思っています。これも9月末を目途に進めます。

最後に、7 情報モラルに対する指導です。これも教育庁内各課様々な取組みを進めていますので、再度情報モラルに対する指導の強化・徹底を図ります。そして新たな取組みとして、重大事態発生時におけるSNS等の注意事項を整理した生徒・保護者向けの新たな資料を作成することを進めています。これも9月末を目途に進めていきます。

報告については以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等があればよろしくお願ひします。

吉井委員

まずキーパーソンという言葉が出てきましたが、実際にどのような方を想定していますか。

なぜこんなことを伺うかと言いますと、実際に問題が起きた場合、カウンセラーやソーシャルワーカーに話をしても解決しない場合があります。子どもに精神的な問題があって、相談に乗ることはできるかもしれませんが、結局学校が変わらないと何も解決しません。そのため、カウンセラーと学校を繋ぐ人が必要になると思います。是非いじめ担当、同様の安心・安全担当の先生を導入される事を御検討ください。

また、不登校やいじめの場合、学校問題、家庭問題などいろいろな問題があると言われていますが、共通するのは子どもが孤立していることです。学校、学級、友達関係、地域などいろいろな孤立があると思いますが、孤立することで自分を守ろうと壁を作っているのだと思います。そのせいで悪い情報が入ってこない代わりに良い情報、自分を助ける情報も入ってこないのです。その孤立を防ぐことが何より大事であって、学校では先生だと思います。子どもと関わるのがとても上手で、学校にもある程度発言力のある、そういった先生をぜひ一人、担当の生徒の評価をしない先生として入れていただければと思います。

まとめると、キーパーソンとしてどのような方を考えているのかということと、学校のいじめ担当の先生の導入が可能かどうかお伺ひしたいと思います。

学校安全・安心推進課

まず再調査の提言にある学校安全に係る危機管理の専門性を持つキーパーソンの配置についてです。この内容については審議を担当した知事部局子ども家庭福祉課に確認したところ、外部の専門家ではなく、学校安全・安心推進課等の指導主事が自ら専門性を磨きながらしっかりとキーパーソンになれるよう努めてほしいという御意見だったと報告がありました。本課としても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーの先生方、または外部の審議会委員の先生方、緊急支援チームの専門職の先生方にいろいろと御助言、御指導を賜りながら把握していきたいと考えています。

そして2点目、吉井委員から御質問がありました学校における相談の担当者、またはキーパーソンに関しては、全ての学校に教育相談部または教育相談担当という職員を置いています。その教育相談担当または生徒指導主事の研修会を本課で6月8月に行っています。その中でこれまでもカウンセリングマインドや、受容的な態度で生徒に接すること、児童生徒への評価をしない理解等の部分につい

て指導をしているのですが、さらにその研修の内容を充実させて委員の御指摘の頼れるキーパーソンをしっかりと育成します。

吉井委員

学校安全・安心担当の先生でも良いのですが、実質的いじめ担当というポジションがないと、子どもにとって先生は全て共通になります。どんな子にも先生方は平等に対応されるものだと思います。例えばいじめている子にも平等であり、いじめられている子にも平等であります。そこで必要なのは、いじめられている子の味方です。その味方になれる先生をぜひ育ててください。よろしくお願いします。

櫻井委員

全体を見ての感想ですが、マニュアルは大変充実してきて、事例もできてきて、対処はできるようになったと思います。しかし、問題はやはり教頭先生と校長先生のマネジメント力が弱いことです。どんなにキーパーソンを置いても、マネジメント力がなければ活用はできませんので、教頭先生、校長先生のマネジメント力を強化する抜本的な対策を打つべきだと思います。必ず想定外は起きると思いますし、その時にどう対処するかがマネジメント力です。

教頭先生の時にマネジメント力を勉強する時間を多く確保したカリキュラムを作られた方が良いと思います。どうでしょうか。

学校安全・安心推進課長

貴重な御意見ありがとうございます。管理職のマネジメント研修は学校人事課と県立教育センターで取り組んでいますので、今の御意見を踏まえ、もう一步踏み込んで、教頭先生方または教頭先生になる中核教員、各学校のキーパーソン主任主事の研修を見据えて、内容を検討していきます。

櫻井委員

今みたいに何があるかわからない時は、結局閉じたマネジメント力では駄目で、教育委員会だけで行うマネジメントの研修では限界があると思います。校長先生になるということは全責任を負う中小企業の社長になることだと教えていかないといけないと思います。もしかしたらそう言われると校長先生のなり手がなくなるかもしれませんが、それくらい厳しい環境に置かれていると思いますので、是非その問題意識でマネジメント力を強化していただければと思います。

学校安全・安心推進課長

ありがとうございます。しっかりと対応していきます。

吉田委員

私は「マネジメント」は仕事の設計図をきちんと作ること、そして「リーダーシップ」はその設計図に沿うよう人に影響を与えて動かすこととだと考えています。校長先生には設計する力と影響力の双方が必要です。この二つを身につけるためのトレーニングを考えていただきたいと思います。

櫻井委員

マネジメント力は基本的に技術だと言われているので、技術であれば学べるわけですね。覚悟さえあれば誰でもあるレベルまで行けると考えていますので、是非やっていただきたいです。基本的には学校は優秀な方たちがそろっているので可能だと思います。

学校安全・安心推進課長

ありがとうございます。

田浦委員

私の子どもの学校で経験したいじめがあったのですが、私が感じたのは、今の子どもは共感する力や想像力が無いと言いますよね。いじめている子どもといじめられている子どもの間の取り方の違いで、いじめている方はからかっているつもりで遊びの延長だけど、どれだけ相手を傷つけているのかというところに思いが至らない。そこが一番問題かなと思っています。

その保護者も学校に訴えられたのですが、先生方に指導しますと言われて、結局あまり効果が無かったようです。反省文を書かせられて自分で反省することを促されたと思いますが、表面上のような形で終わってしまったようです。直接その子たちに話をさせて欲しいと保護者が申し入れたけれども、それはどうしても聞き入れられなかったそうです。新たな問題が起きるのを危惧されたのだとは思いますが、子ども達を大切に思って育ててきた親の立場を考えると直接その加害児童へのアプローチも聞き届けられるべきだったのではないかと思っています。

以上です。

木之内委員

今までの話を聞いていて、マニュアルとして形を作ろうとしますよね。当然それは行政のことですし、学校でも当然作らないといけないのですが、一番重要なのは熊本地震やコロナ等の有事に危機管理能力をもってどう対応できるかだと思っています。その際に幹部職員がいかに幅を持っているか、そして周りに相談できるかが本当は一番必要ではないかと思っています。いくらマニュアルを作っても相手が人である以上、同じ条件は本来あり得ないですよね。そして、いろいろな経験数値が少ないと、いざというときに固まってしまう。先生方に必要なこと、特に幹部になられる方に大事なことは何かと今お話を聞いて感じました。

是非、幅を広げられる意味における危機管理、いざというときに対応できる方を養成できるような研修をお願いします。

教育長

ありがとうございました。他にございますか。

教育長

今回の提言、そして本日教育委員会の委員の皆様からも様々な貴重な御意見がありました。我々教育委員会としてもいじめの問題は最重要課題と捉えていますし、今後いじめの根絶、いじめを許さないという文化をしっかりと各学校や学級で作り上げていきたいと思っています。

引き続きしっかりと取り組み、今回の様々な御意見を踏まえながら対応を進めていきます。

よろしくをお願いします。

○報告（3）「平成31年度（2019年度）ネットいじめ等早期対応推進事業の実績報告について」

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。報告（3）平成31年度のネットいじめ等早期対応推進事業の実績報告について御説明します。まず、資料の中ほど3 事業結果について、昨年度1年間の投稿件数が430件ありました。そのうち即時報告が337件です。この即時報告とは、被害者が特定され、いじめ等の状況が明確な投稿内容です。これについては、本課に連絡があった後、速やかに学校へ指導の留意点等を伝え、初期対応の充実を図っています。その結果を学校において分類を

して表にしたものが資料の表です。内訳ごとに簡単に説明します。(2) 投稿状況を御覧ください。いじめ行為の36件のうち、本サイト投稿によって学校が初めて知ったいじめ行為は15件です。いずれも学校が迅速な初期対応を行った結果、そのうち10件については既にいじめが止み、解消に至っています。残りの5件については、現在3か月程度の見守り期間で、いじめ行為は止んでいますが、経過観察中になります。主な投稿内容はその枠囲みの中で明記しています。次に資料1枚目1番下のイですが、いじめに関するものではありませんが、4件の投稿については緊急対応が必要と判断し、県警察本部と連携を図り対応を行っています。この4件については投稿の中で自死を疑わせる内容の投稿がありました。その中で速やかに対応し、本人の安否確認、そして保護者・専門機関等の面談等にもつながっています。次に裏面をお願いします。ウの「不満」というところで137件投稿がありますが、これは教師の指導方法や部活動の練習がきつい等についての不満の投稿でした。これらの不満の内容についても、やはり生徒達が何らかのSOSを発しているという事で各学校には伝え、その後の改善等につなげています。内訳の分類で「その他」として括っていますが、この「その他」については、生徒が問題行動をしている等です。例えば飲酒をしている写真の投稿、または無断アルバイトをしているという投稿、ある特定の個人が自分の写真をSNS等でアップしているから心配等の内容を報告・通報してきた内容です。そのような内容についても各学校に情報を伝え、生徒指導につなげています。

最後に、本年度の改善点について3点御報告します。まず1点目は、県立高校・県立中学校のみに導入していましたが、本年度から特別支援学校においても導入しました。2点目がこれまでは即時報告と月例報告、即時報告は特定の被害者等が分かる内容で、それ以外のは全部月次報告とまとめて1か月後に報告を受けていたのですが、本年度からは全て即時報告として本課に報告するように改善しました。そして最後3点目が新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、臨時休業が長期化していますので、本サイトをコロナウイルス感染に絡む不安や悩み、カウンセリングを受けたい等そのような生徒達の不安や要望を伝える連絡手段の一つとして運用拡大をしています。

報告については以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

吉井委員

全てが即時報告になるのはありがたいことだと思います。2ページの一番上に「必要に応じて専門機関につながる事ができた」、「適切な対応につなげることができた」等の記載がありますが、専門機関や対応につなぐことが完了ではありません。完了はその対象になった子どもが笑って普通に登校できるようになるまでだと思います。学校の環境やその子の取り巻く環境が変わるよう、そこまで見守っていただけるようによろしくお願いします。

学校安全・安心推進課長

引き続きその点しっかりと対応していきます。ありがとうございます。

田浦委員

学校の先生方でも同僚の先生に少し問題があるなど思っているでもそのまま対処されないということがよくあるかなと思います。子どもが問題提起した場合に「問題は解決されました」という子どもからの返信までもらっていたきたいなと思いました。「投げかけて終わり」ではなくて、「こういうことを不満に思っ

ていたけれども、こういう対処をしていただいで、不満は解消されました」という返答まであってこそだと思います。それから匿名で子どもが悩みを相談する場合、匿名性が守られているのかをお尋ねします。

学校安全・安心推進課長

匿名性は担保されています。そのため、いじめの通報の際には、誰から来たかは分かりません。ただコロナウイルス関係の悩みを受けるに当たっては、心配な方に自分の名前等を入れるよう各学校には周知しております。そして緊急案件で4件対応した場合は何故分かったのかという話だと思いますが、自死に関わる、命に関わるような案件の場合は警察本部の少年課と連携して対応しています。

櫻井委員

スクールサインは特にコロナなど最近ありますが、いろいろと活用ができそうで良かったなと思っています。

そして、これからコロナの悩みがたくさん出てくるかと思いますが、ダウンしないかが心配です。例えば相談があったけれども、対処ができなくて追いつかない。そうならないようにするには大変だと思いますが、対応する人を増やす等考えておいてください。

学校安全・安心推進課長

ありがとうございます。

○報告（4）「球磨支援学校移転整備基本構想について」

特別支援教育課長

特別支援教育課です。球磨支援学校の基本構想の概要を御報告します。概要版と、整備計画の改訂版をお配りしていますが、本日は画面を通じて御説明します。

球磨支援学校の整備については、平成31年3月に閉校した多良木高校跡地を活用して、球磨支援学校の小学生から高校生まで、全移転で整備を進めています。昨年度は基本構想の策定の取組みを進めてきました。御覧いただいている写真は、旧多良木高校の跡地を示していて、敷地面積は約66,000㎡です。御参考までに現在の球磨支援学校の敷地は約12,000㎡になります。

本整備は、昨年3月に平成30年度に策定した整備計画改訂版に基づいて、過密の学校がいくつもありましたので、その一環として進めるものです。整備のスケジュールについては、昨年度に基本構想、今年度から設計に着手して、来年度からは工事、令和5年度以降の開校を目指しています。

それでは、基本構想について御報告します。基本構想は学校像や特色等を検討して取りまとめていくものです。昨年度は、検討委員会を設置して、保護者の代表、地域の代表、そして球磨支援学校の教員等と9名の委員の方々をお願いして、年間5回、子ども達のための学校作りについて御意見をいただきました。基本構想の内容ですが、大きく3部構成としていて、第1部はこれまでの経緯・整備の目的・基本方針について、そして第2部は計画の付与条件として学校のコンセプトや建築計画について、第3部は諸室の使用や配置の計画等についてまとめています。

続きまして、球磨支援学校の概要ですが、知的障害を対象とする学校で、学級数は全ての学年、1学年を2クラスに設定するとしています。合計最大で138名程度、現在の人数は86名ほどの人数で、多少増加を見込んだ設定にしています。そして、敷地・建物仕様のイメージです。左側が現在の旧多良木高校の図面になります。右側の計画を御覧ください。敷地を赤色の波線で分けていまして、

その北側については分筆を行い、多良木町による多良木中学校の移転整備が計画されています。赤い波線の南側の敷地、およそ23,000㎡を活用して、球磨支援学校の整備を行おうと考えています。球磨支援学校の敷地の外周、緑色の線のところに安全面の確保のため、フェンスを設けて子ども達の安心・安全を担保したいと思っています。しかしながら、交流の門を適切に配置して、隣接する中学校とも日常的な交流ができるようにしたいと考えています。校舎については、小学生の子ども達も利用するため、特別支援学校の教育の用途に応じた安全性や利便性、快適性を考慮しまして低層の新しい校舎を建てるような計画です。

続きまして、球磨支援学校のコンセプトをアからエに記載しています。アについては、安全・安心が第一の環境ということで、バリアフリー・ユニバーサルデザインの施設。それからイについては、障がいのある1人1人個性豊かな子ども達の社会自立を支えるための教育を行える学校作り。そしてウについては、隣接する特別支援学校としては、このような市町村立学校と隣接する整備については今回が初めてです。その強みを活かして、交流・共同学習をより推進したいと考えています。それからエについては、球磨支援学校から各小・中学校にいろいろな特別支援教育に掛かる相談・巡回相談等を対応しており、人吉・球磨地域のそのような拠点としての強化を図りたいと思っています。

次に整備の方針です。大きく4点書いていますが、代表してアの施設の耐震化です。熊本地震の教訓を受け、災害時の避難場所というものも想定しています。建築基準法で定める基準よりも特別支援学校の基準が非常に高くなっており、通常より1.25倍程度高い基準で耐震化を設ける予定です。それからエについては、木材の活用で県産材を大いに促進し、木材の利用の促進に関する法律に基づいて、木造化また木質化というものも積極的に検討を進めます。

続きまして、整備する諸室ですが、主要なもののみ載せています。現在過密により、例えばウの特別教室等は普通教室として転用をしている部分もあります。このような子ども達に必要な諸室をしっかりと確保して、適切な教育を行いたいと思っています。

最後に新しい学校のイメージですが、今回の整備では、地域に長年愛されてきた多良木高校の跡地を、町立の多良木中学校と共に活用していく計画になっています。多良木町においても、本県の基本構想の策定スケジュールと同様に多良木中学校の基本構想を4月に作成されたところで、しっかりと足並みを揃えて連携・協力して進めていきます。

報告は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

櫻井委員

中学校は校舎を残して、このグラウンドと野球場を使うのですか。それともここにまた校舎を作られるのでしょうか。

特別支援教育課長

そうです。グラウンドと野球場のレイアウトを活用しつつ、新しい校舎を作られると聞いています。

櫻井委員

では中学校も移転してくるのですか。

特別支援教育課長

はい。

櫻井委員

分かりました。ありがとうございました。

吉井委員

素敵な学校が出来るようで良かったなと思います。多良木高校が無くなる時もいろいろとありましたので、このように県と町が協力して新しい学校を作っていくことがとても良かったなと思っていました。しかも町立の中学校と県立の支援学校が一緒にできるので、何か両方が協力し合っていけそうでとても安心しています。お伺いしたいのは、この近くに球磨支援学校があったかと思いますが、その敷地が今後どうなるのか、これからの計画にコロナ等は影響しないのかです。

特別支援教育課長

移転後の球磨支援学校の跡地ですが、今後の検討事項として残っています。また、コロナの影響については、今いろいろな学校で整備を進めていますが、材料の入荷や人手不足等少しずつ影響を感じています。本日御説明したスケジュールは、あくまでも現在の予定として計画しています。

吉井委員

ありがとうございます。

木之内委員

ただ今話があった多良木高校の時にいろいろと関わっていたのですが、この頃は、反対していた方々はどんな感じですか。この形を歓迎しているのかどうかを参考までに教えてください。

特別支援教育課長

昨年度、この基本構想を策定するに当たって、多良木高校の同窓会にも説明しました。球磨支援学校の生徒達の様子等を写真交じりで御説明して、御納得もいただきました。そして「しっかりと良い学校を作ってください。」というメッセージもいただいたと認識しています。ただ、同窓会から、旧多良木高校のいろいろな面影として、スポーツ大会等で優勝したメモリアル品をこの校舎のどこか一角を使って是非残してほしいという要望がありました。そのあり方についてもまた検討を進めています。

木之内委員

ありがとうございます。是非しっかりとお願いしたいと思います。

特別支援教育課長

ありがとうございます。

○報告（５）「令和３年度熊本県公立学校教員採用選考考査について」

学校人事課長

学校人事課です。報告（５）について配布しています冊子を用いて概要を御報告します。なお実施要項等については、昨日から県の教育委員会のホームページに掲載するとともに、県内の教育事務所等において配布しています。現段階では7月12日（日）の第一次考査に向けて準備を進めていますが、新型コロナウイルス感染予防・拡大防止等のため、日程・考査会場及び考査内容等を変更する可能性があると考えています。実施要項にその旨記載する注意書きを表紙の一番下に入れてあります。記載するとともに、熊本県の教育委員会ホームページにて定期的に情報を掲載していく予定です。九州各県も北九州市以外は同じように7月12日で準備を進めて動き出しています。

冊子をめくって右側1ページ中段以降に採用の予定数を書いています。合計の

記載はありませんが、全部で384名となり、昨年に比べて60名の増加です。主な内訳としては、小学校が20名増、特別支援学校（小中の学級を含む）が45名増で、総数60名の採用予定数の増です。

主な変更点ですが、もう一度表紙に戻っていただいて、昨年度末に議論いただいた部分です。1点目は、併願制度導入で、中学校と小学校の関係、あるいは高等学校と特別支援学校の関係、免許所有者に関しては併願を設けるということが1点。2点目は免除制度について少し拡大しています。他県の現職教諭及び本県の元教諭等で教職経験3年以上の受講者については一次試験考査を全部免除すると整理しています。県外で働いている教職の方、あるいは元本県教職員で即戦力の方々の受講を促したいと考えています。3点目は加点要件の拡大で、他にも加点要件はありますが、今回特別支援学校教諭免許状の所有者について加点制度の対象とするとしています。これも非常にニーズが大きいところですので、導入しました。

次に採用選考考査のスケジュールです。4ページに第一次考査については、5第一次考査の（1）の記載のとおり、7月12日（日）に校種・職種・教科別で第一高校、それから熊本高校、熊本商業高校の3会場で行います。当初2会場を予定していましたが、コロナウイルス対策として1教室あたり20名程度で過密のないような形で分散して行えるよう3会場準備しています。

次に5ページをお願いします。中段（4）結果の通知についてですが、7月27日（月）を予定しています。また第一次考査合格者に対する第二次考査は8月に実施予定として5ページの下段以降に書いています。（6）二次考査の結果については、10月上旬と例年どおりに進めたいと現時点では考えています。

また要項の他にパンフレットの配布をしていて、昨年度1月中旬にこの2つを持って大学訪問はある程度済ませています。今後もコロナ関係のこともありますので、県教育委員会のホームページに現在も掲載していますQ&A等を随時更新しながら丁寧な対応をしていきます。

学校人事課からの報告は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします

教育長

よろしいでしょうか。

教育長

ありがとうございます。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和2年（2020年）6月2日（火）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉会

教育長が閉会を宣言した。正午。